

■令和3年度第2回さいたま市民憲章・さいたま市民の日推進本部会議

議事概要

【日 時】 令和4年3月14日（月） 11時30分～11時45分

【場 所】 政策会議室
※オンラインによる出席含む

【出席者】 (政策会議室)

市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、教育長、
理事（市長公室）、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、
スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、
都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、副教育長、総合政策監

(オンラインによる出席)

西区役所区長、北区役所区長、大宮区役所区長、見沼区役所区長、
中央区役所区長、桜区役所区長、浦和区役所区長、南区役所区長、
緑区役所区長、岩槻区役所区長、水道局長、議会局長、
選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、
農業委員会事務局長

【議 題】 (1) 令和4年度の「さいたま市民の日」の取組について
(2) 令和4年度の「さいたま市民憲章」の周知について
(3) その他

<議題説明(1)(2)>

○事務局（都市経営戦略部）から、次のような説明があった。

- ・令和3年12月の第1回推進本部会議では、さいたま市民憲章及びさいたま市民の日それぞれの令和4年度における重点取組について承認いただいたところ。
- ・はじめに、議題の1である「さいたま市民の日」の取組について説明する。
- ・令和3年度の取組と令和4年度の取組を市民の日条例の条項に基づき整理した。
第3条は市がふさわしい取組を行うもので令和4年度は140事業、第4条は市の公共施設の使用料等の免除で18施設、第5条は市民・団体に対しふさわしい催し等の実施について協力を求めるものであり、令和4年度は29事業となっている。
- ・市民の日の重点取組①「全庁を挙げた取組の実践と周知」について、拡大した主な取組は、「(1)各種企画・イベントの拡充」として、市長・副市長が出席予定の「さいたま市表彰式」を市民の日当日に開催することをはじめ、資料にある取組が期間中に予定さ

れている。「(2) お祝い給食」については、昨年の公立保育園に加え、次回は、全市立小・中・中等教育学校、特別支援学校、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草で新たに実施を予定しているところ。

- ・重点取組1の後段にあたる周知として、「(1) 各種広報誌・配布物」では、市報4月号でのクローズアップ特集、市民の日のチラシの配付を予定しているほか、「(2) 各種掲示物」として、ポスター、のぼり旗等を市内各所での掲示を予定。「(3) その他各種媒体」として、ホームページ、SNSでの周知のほか、テレビ番組、市内各所のデジタルサイネージ、大型ビジョンでの放映などを予定している。
- ・「重点取組② 若年世代への浸透」としては、「(1) SNSを利用した取組」では、広報課の公式Twitterのほか、全ての区役所の公式Twitterで周知いただく予定。「(2) 学校・保育園等における取組」については、教育委員会における取組として、各教科等、学校の教育活動の中で「「さいたま市」を学ぼう」や「さいたま市の歌「希望(ゆめ)のまち」を口ずさもう」、先ほど触れた、お祝い給食の実施なども予定。「(3) 子どもやその保護者を対象とする取組」としては、公民館等において資料に記載のような取組が予定。
- ・重点取組③「市民・団体との協力体制」については各局区等において調整いただいた結果、市民・団体と連携した取組として、令和4年度は29事業に、大きく件数の拡大が図れている。拡大した主な取組は、「(1) 各種団体や実行委員会などが主催又は共催するイベント」として、例示している催しが新たに位置付け。「(2) 市民活動団体による取組」としては、地域の自主防犯活動団体による自主防犯活動(前後1カ月が強化月間)が新たに追加。「(3) 連携協定締結企業による取組」として、都市局はじめ関係局に事業者と調整いただいた結果として、実証実験中のシェア型マルチモビリティ(電動アシスト付自転車、スクーター、超小型EV)が、1時間乗り放題となるほか、市内イオンの各店舗の協力により、さいたま市フェアの催しが予定。
- ・続けて「議題(2) 令和4年度の「さいたま市民憲章」の周知について」を説明する。
- ・市民憲章における「重点取組①全庁を挙げた周知」については、周知方法別で4つに分けて、「行事・イベント」、「市内各種団体の会合等」、「印刷物」「各局、区の広報媒体」等での周知取組を予定。
- ・「重点取組② 若年世代への浸透」については、「(1) 行事・イベント等での周知・啓発」として、「さいたま子ども会議」や「令和5年さいたま市成人式(仮)」など計54事業の実施を予定。「(2) 市内各種団体の総会等における市民憲章の紹介」としては、2事業が予定。「(3) 印刷物・刊行物への市民憲章の掲載」については、教育委員会で、小学校社会科副読本に憲章を掲載いただくなど、計26事業を予定。そのほか、「(4) 各局・区等がもつ広報媒体でのPR」として、図書館等における市民憲章全文の掲示など、計45事業を予定。
- ・議題1、2の説明は以上。

<意見・質問等>

なし

<議題説明（3）>

○事務局（都市経営戦略部）から、次のような説明があった。

- ・今後のスケジュールについて、説明する。
- ・市民の日については、4月から、市報4月号、HPなどによる各種周知活動の展開を予定。また、市民の日当日を挟む4月から5月を対象期間として、全庁で取組を展開予定。
- ・市民憲章については、通年で全庁をあげた周知に取り組む。
- ・令和4年度においては、第1回推進本部会議の開催を8月頃に予定。
- ・市民の日の取組実績をご報告するほか、令和5年度に向けたキックオフとして、開催を予定。
- ・議題3の説明は以上。

<意見・質問等>

○市長から以下の意見があった。

- ・まず、市民の日については、民間との連携事業数もさることながら多様な企画が検討されており、各局の努力に感謝申し上げます。また、市民憲章についても、各局それぞれにおいて定着、浸透に向けた取組を考えていただき、感謝申し上げます。繰り返し申し上げてきたとおり、市民憲章・市民の日については、市民一人ひとりが自分自身のものと捉えていくことが何よりも重要。特に市民の日については、当日まで、いよいよ1ヶ月を切ろうとしている。新型コロナウイルス感染症の拡大防止には万全を期していただいたうえで、さいたま市が誇りとする良いところは何かというところを改めて考えていただき、それをしっかりPRしていくことを意識して、全庁一丸となって取り組んでいただきたい。

以 上